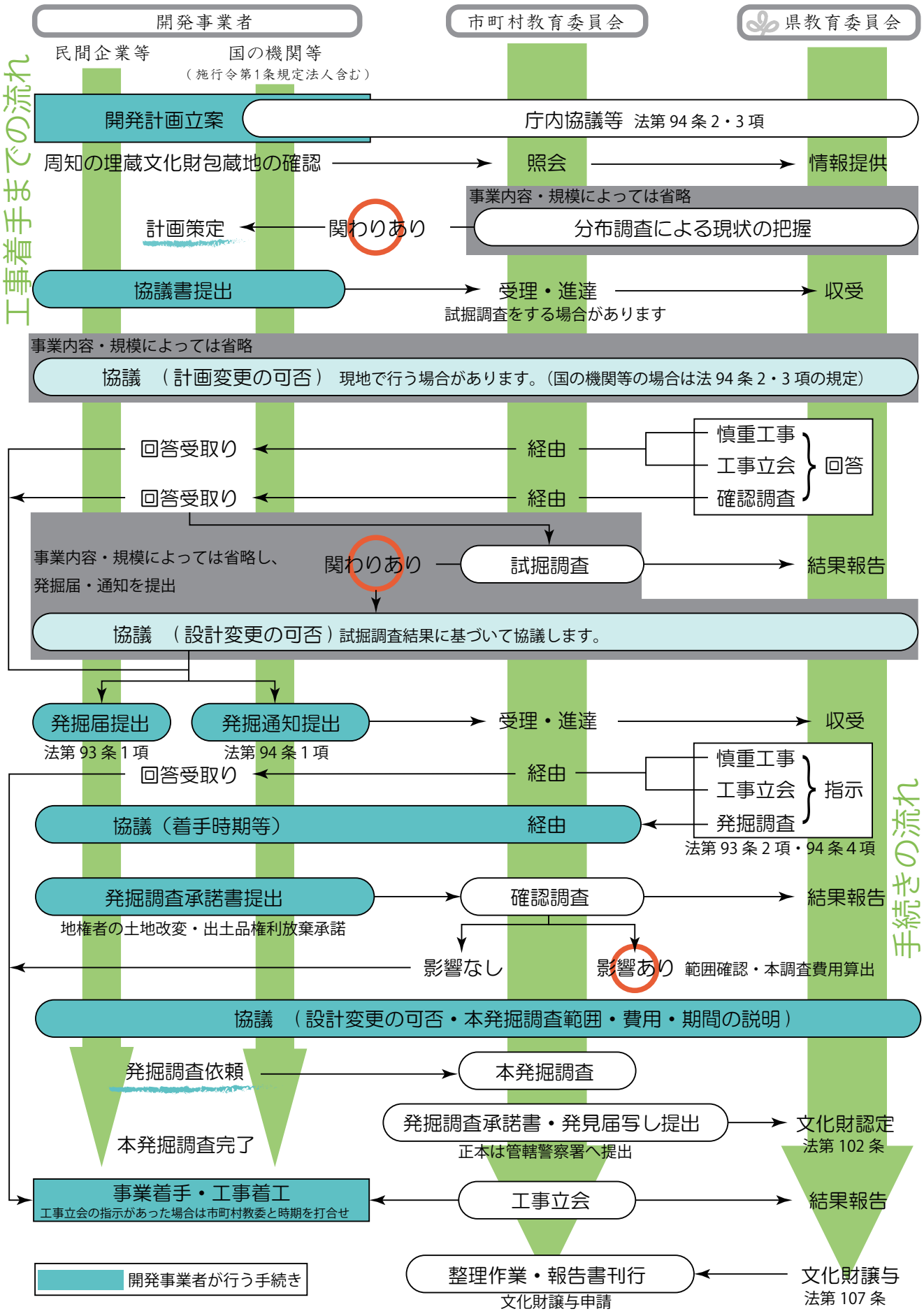
開発事業者
市町村教育委員会
県教育委員会
民間企業等
国の機関等
（施行令第1条規定法人含む）
工事着手までの流れ
開発計画立案
庁内協議等 法第 94 条 2・3 項
周知の埋蔵文化財包蔵地の確認
照会
情報提供
事業内容・規模によっては省略
計画策定
関わりあり
分布調査による現状の把握
協議書提出
受理・進達
収受
試掘調査をする場合があります
事業内容・規模によっては省略
協議 （計画変更の可否） 現地で行う場合があります。（国の機関等の場合は法 94 条 2・3 項の規定）
回答受取り
経由
慎重工事
工事立会
確認調査
回答
回答受取り
経由
事業内容・規模によっては省略し、
発掘届・通知を提出
関わりあり
試掘調査
結果報告
協議 （設計変更の可否）試掘調査結果に基づいて協議します。
発掘届提出
法第 93 条 1 項
発掘通知提出
法第 94 条 1 項
受理・進達
収受
回答受取り
経由
慎重工事
工事立会
発掘調査
指示
法第 93 条 2 項・94 条 4 項
協議（着手時期等）
経由
手続きの流れ
発掘調査承諾書提出
地権者の土地改変・出土品権利放棄承諾
確認調査
結果報告
影響なし
影響あり
範囲確認・本調査費用算出
協議 （設計変更の可否・本発掘調査範囲・費用・期間の説明）
発掘調査依頼
本発掘調査
発掘調査承諾書・発見届写し提出
正本は管轄警察署へ提出
文化財認定
法第 102 条
本発掘調査完了
事業着手・工事着工
工事立会の指示があった場合は市町村教委と時期を打合せ
工事立会
結果報告
開発事業者が行う手続き
整理作業・報告書刊行
文化財譲与申請
文化財譲与
法第 107 条